



# 地域づくりのため 新たな制度による 自治会・町内会活動に ご協力をお願いします

平成29年の地方自治法などの改正により、市の「特別職」の定義が厳格化されたため、令和2年度から行政協力員と町内会長を「特別職非常勤職員」として委嘱できなくなり、制度の見直しを行いました。4月から行政との連絡窓口を自治会長・町内会長にお願いすることとし、活動報償費の算定基準も統一します。

- 二ツ井地域の経過措置**
- 二ツ井地域では、町内会長報酬の廃止や世帯割単価の引き下げによる町内会の負担が大きいため、統一した制度の完全実施は4年度からとなります。
- ▼ 4年度 追加支給なし
  - ▼ 3年度 減額分の1/3を追加支給
  - ▼ 2年度 減額分の2/3を追加支給
- 経過措置**

現行制度 (年額)	
能代地域	二ツ井地域
自治会活動報償費	町内会長報酬 13,700円
○均等割 3,000円	町内活動報償費
○世帯割 140円	○世帯割 340円

自治会・町内会  
活動報償費などの見直し

## 2年度以降の制度 (年額)

能代地域・二ツ井地域統一制度	
自治会等活動報償費	○均等割 6,000円
	○世帯割 240円
※二ツ井地域は経過措置あり(左参照)	
※行政協力員、町内会長報酬は廃止します	

### (例) 60世帯の自治会・町内会の場合

均等割 6,000円  
+ 世帯割 (240円 × 60世帯)  
= (支給額) 20,400円

**問合せ**

○能代地域(自治会)  
市民活力推進課  
☎ 89・2212

○二ツ井地域(町内会)  
地域局総務企画課  
☎ 73・2112

○広報のしろの配布  
地域情報課  
☎ 89・2147

※二ツ井地域はこれまでどおり、地区の配布者と契約委託により配布します。

### (例/年額) 60世帯の自治会の場合

均等割 100円 × 12カ月  
+ 世帯割 (20円 × 60世帯 × 23回)  
= (委託料) 28,800円

※広報のしろは毎月2回(10日・25日)の発行です。(12月25日号と1月10日号は、1月1日号として発行)  
※実際の委託料は年2回に分けてお支払いいたします。

能代地域では、これまで原則として、行政協力員を通じて各世帯へお届けしてまいりました。  
**4月10日号から自治会などと市が委託契約を締結し、お届けすることになります。**

**委託料**

均等割 1200円/年  
(月額100円)

世帯割 460円  
(一回20円/世帯)

**委託料支払い時期**

4月～9月分までを10月10日～3月分までを4月

能代地域  
広報のしろの  
配布について